

より良い電波利用環境のために

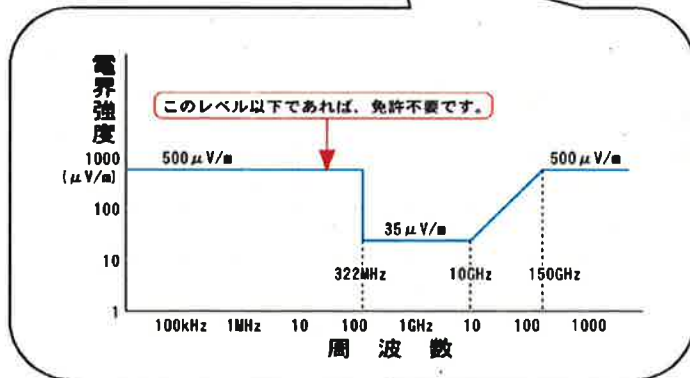
平成25年7月

総務省 関東総合通信局
電波利用環境課

電波の利用について

無線局を開設使用とする者は免許を受けなければならない。
ただし、発射する電波が著しく微弱な無線局を除く。

微弱な無線局



技適マーク

その他の無線設備

(利用者が)免許を受けなくて使えるもの

FMトランスミッター
ワイヤレスヘッドホン
ワイヤレスマウス、キーボード



民間独自の性能証明の例

ラジコン用無線機
ラジオマイク

無線LAN
コードレス電話
PHS
特定小電力のトランシーバなど



携帯電話

免許を受けなければ使えないもの

アマチュア無線局
パーソナル無線局
業務用の無線局

放送局、携帯電話基地局、人工衛星局
(ただし、一般の人は免許を受けられない)

免許を受けずに無線局を開設した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(電波法110条)
重要な無線通信を妨害した者は、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金(電波法第108条の2)

重要無線通信への混信・妨害事例

消防無線に対するFMトランスミッターからの混信事例

「消防用無線に雑音が入る」旨の申告があったため、現地調査を行ったところ、消防本部から約80m南に位置するコンビニエンスストアに駐車する車両内のFMトランスミッターの不要電波が混信原因と特定。

概略図

76MHzのFMトランスミッターから不要電波が発射

消防無線に障害が発生



混信



妨害原因の特定・排除

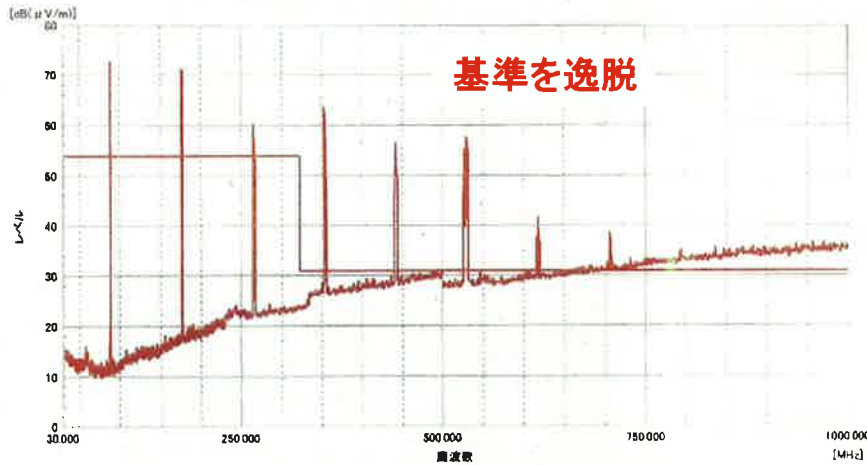


総務省総合通信局の現地調査

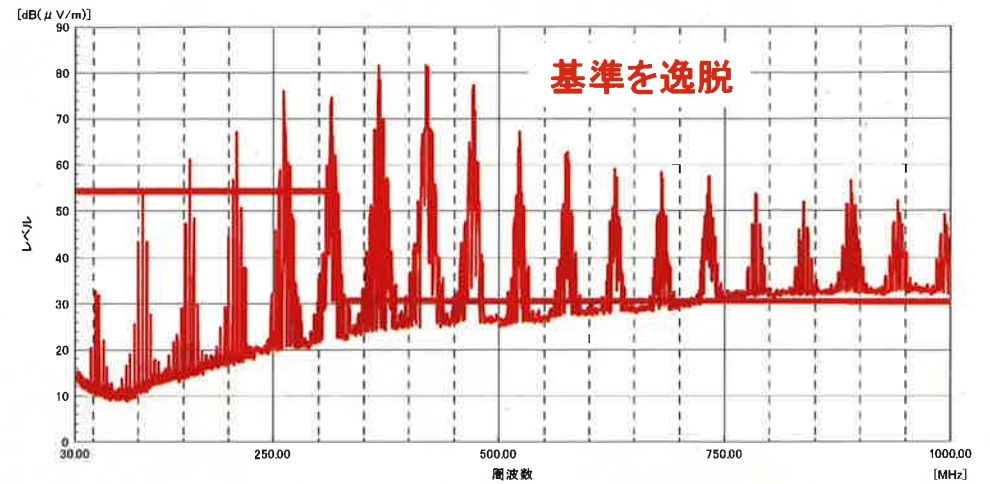


微弱な無線局と称した無線機器の例

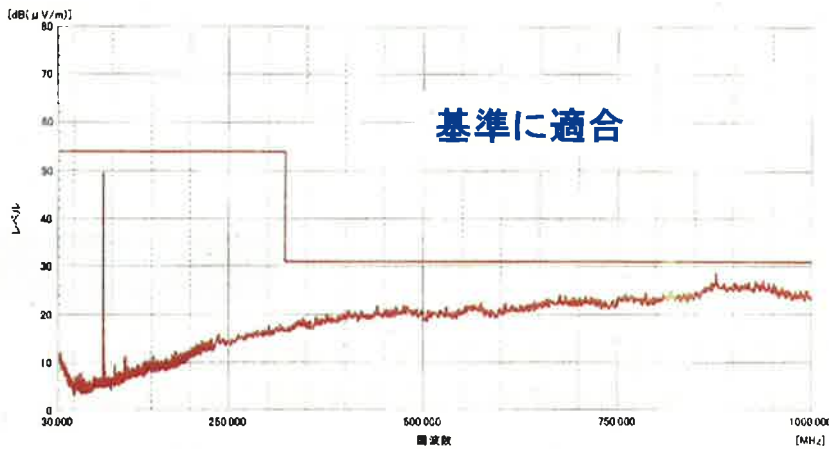
基準を逸脱したFMトランスミッターの例



TV13CH用トランスミッターの例



基準に適合したFMトランスミッターの例



電波の利用状況イメージ

- | | | | |
|---|---------|---|------|
|  | アマチュア無線 |  | 航空無線 |
|  | FM放送 |  | 電波天文 |
|  | TV放送 |  | 携帯電話 |

お取扱いの無線機器が、電波法令に適合していることをご確認の上、販売していただくようご協力をよろしくお願いいたします。

販売店が電波法違反で摘発された事例

大阪府警は、平成22年9月22日、日本橋電気街で「ネットが無料」等と宣伝し、WEP解析ソフトを添付した高出力無線LAN機器を販売していた電気店を「電波法違反幫助容疑」で捜査し、店長及び店員2名を逮捕。

また、当該販売店から同機器を購入し、使用した顧客についても、電波法違反で書類送検。

問題となった機器



大阪区検は、平成22年10月13日、当該販売店の店長ら2名を「電波法違反幫助罪」で略式起訴し、大阪簡裁は同日、罰金各40万円の略式命令。

また、書類送検された購入者2名についても、罰金20万円の略式命令。